

甲賀市民設民営児童クラブ 開設事業者募集要項

甲賀市こども政策部子育て支援課

令和8年(2026年)7月

1 募集の目的

甲賀市では、市内に19か所の児童クラブを設置しています。そのうち、公共施設で運営している施設（公設民営）は16か所、民間施設で運営している施設（民設民営）は3か所あります。

子どもとその保護者を取り巻く社会の変化により、児童クラブの利用者数は年々増加しており、利用者の増加や多様なニーズに応えるため、民間の活力を導入し児童クラブの運営を図るものです。

2 民設民営児童クラブの定義

民設民営の児童クラブとは、法人格を有する民間団体等が、児童福祉法第6条の3第2項に基づく、放課後児童健全育成事業を実施する児童クラブを指します。

例えば、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは、放課後児童クラブとは認められません。また、事業内容の一部としてスポーツ活動や宿題の学習支援等を行うことは可能ですが、これについて利用料以外に実費材料費等の費用を徴収する場合は利用者の同意が必要です。

3 募集対象地域及び施設数、開設場所、開設時期

（1）募集対象地域

貴生川小学校区、水口小学校区を中心とした水口地域

（2）募集施設数

1施設

（3）開設場所

施設の設置場所は、募集対象地域内の小学校から全学年の児童が徒歩で通所できる範囲とする。（概ね1km以内）

ただし、安全に児童を送迎できる場合は、対象となる地域もしくは小学校区内であれば、小学校からの距離は考慮しなくてもよい。

（4）開所時期

令和9年4月1日までに開所できること。

4 応募資格

以下の要件を満たしている法人格を有する団体とします。(株式会社、社会福祉法人、特定非営利活動法人等)

- (1) 令和9年3月31日までに募集対象地域内において施設を整備し、令和9年4月1日から放課後児童健全育成事業を開設することが可能であること。
- (2) 次に掲げる①～⑨までの要件をすべて満たし、放課後児童健全育成事業を開設することが可能であること。
 - ①関係法令を遵守すること。(児童福祉法、甲賀市児童クラブ条例、甲賀市児童クラブ条例施行規則、甲賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、建築基準法、都市計画法、消防法 等)
 - ②児童福祉法第34条の8の規定に基づく、放課後児童健全育成事業開始届を届け出ること。
 - ③設備の基準及び運営を「甲賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「甲賀市民設民営児童クラブ運営ガイドライン」に準じて行うこと。
 - ④事業実施のために必要な経済的基盤があり、資金計画が適正であること。
 - ⑤通年20名以上の利用かつ年間250日以上の開所が見込まれること。
 - ⑥5年以上は継続して児童クラブを運営すること。
 - ⑦定員は概ね20名から40名にすること。
 - ⑧利用者の募集、選定、利用料等は市の児童クラブに準じて行うこと。
 - ⑨その他市が示す基準等に合致しながら児童クラブの運営を行うこと。

5 対象となる施設

開所日までに、募集対象地域内において、以下の要件を満たす施設が準備できること。

- ア 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けることとし、その面積は、児童1人につき1.65㎡以上とすること。ただし、利用する児童の安全上及び衛生上支障がないと認められるときは、専用区画を設けることに代えて、遊び及び生活の場としての機能のみを備えた区画（その面積が、児童1人につき1.65㎡以上のものに限る。）と静養するための機能のみを備えた区画とを分離して設けることができる。
- イ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーのほか、生活の場として必要なカーペットや畳等を備えること。
- ウ 洋式トイレ、手洗い等の設備を有し、衛生及び安全が確保されていること。
- エ 昭和56年耐震基準に基づき設計された建物である等、耐震性に問題ないことが確認されていること（なお、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、着工した建物の場合、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類が必要となります。）。

オ 検査済証（紛失している場合は台帳記載事項証明書）の提出が可能であること。

完了検査が未実施で検査済証が交付されていない場合は、平成26年7月に国土交通省が公表した「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、国土交通省へ届出を行った指定確認機関により法適合状況調査を実施し、建物が法適合していることが確認できる報告書の写しを提出すること。

カ 施設の場所及び建物が上記4応募資格の（2）の①のすべてを満たすこと。

6 応募方法

開設事業者に応募を希望する場合は、「民設民営児童クラブ開設事業者応募申込書」【様式1号】（以下「申込書」といいます。）に次の（1）から（5）の書類を添付して応募してください。

（1）申請の資格を有していることを証する書類

- ①法人の登記事項証明書及び法人の印鑑証明
- ②法人の定款、規約その他これらに類する書類

（2）法人の概要に関する書類

- ①申込書の提出日の属する事業年度の当該団体の事業計画書【様式2号】
- ②決算をした直近の事業年度の事業報告書、収支決算書（貸借対照表、損益計算書、財産目録等）
- ③市税（法人税、固定資産税、軽自動車税）の納税証明書または、滞納がないことを証する書類
- ④消費税及び地方消費税の納税証明または、滞納が無いことを証する証明等（非課税等により、滞納が無いことを証する証明の発行できない場合等は申込資格に係る申立書による。）
- ⑤直近3か年の法人及び施設の指導監査結果及び改善報告の写し（社会福祉法人や社会福祉施設運営法人については直近3回分、学校法人については直近2回分）
- ⑥団体等の概要書（会社概要リーフレット等）
- ⑦団体等の運営理念、方針、従事者数、組織図、主たる事業を記載した書類

（3）事業の概要に関する書類

- ①事業計画書【様式2号】
法人の概要、応募の目的、施設の概要、運営方針、職員配置、年間計画
- ②事業収支予算書（年間の収支計画）【様式3号】

（4）施設に関する書類

- ①施設等の概要調書（その1）【様式4号－1】
- ②施設等の概要調書（位置図）（※任意様式 最寄の小学校からの経路がわかること）
- ③施設等の概要調書（その2平面図）【様式4号－2】
- ④土地・建物登記簿謄本の写し（所有物件に施設を設置する場合）
- ⑤土地・建物賃貸借契約書又は賃貸借契約に向け協議中であることが証明できる書類（賃貸物件に施設を設置する場合）
- ⑥土地・建物売買契約書又は購入に向け協議中であることが証明できる書類（物件を購入して施設を設置する場合）

⑦屋外活動に関する計画書（公園等を利用する場合）【様式 5 号】

⑧改修工事等を予定している場合は、工事費等の概算見積書又は収支計画書及び改修工事等にかかる平面図等

(5) 支援員等に関する書類

①施設長予定者の経歴（履歴書等※指定様式）

②職員配置の予定表（常勤及び補助支援員の人数、年齢、資格、経験年数等）

③就業規則（法人の給与規定のわかるもの）

④人材育成の方針、研修計画

7 応募締め切り・提出先

(1) 締め切り 令和 8 年 8 月 2 4 日（月） 1 6 時 3 0 分

(2) 提出先 甲賀市こども政策部子育て支援課（甲賀市役所 1 階）

8 審査内容・方法

書類審査の後、選定委員会を開催し、次の内容について審査をします。

(1) 審査内容

①事業の確実性

②事業の安定性

③児童クラブの設置場所

④児童クラブの運営内容

(2) 審査方法

①一次審査

・書類審査

②二次審査

・選定委員会による審査

9 補助金

今回募集する民設民営児童クラブ事業者には、市から運営に対して補助金等を交付する予定をしています。

(1) 運営費（開設後の児童クラブの運営に対し補助するもの。）

補助金額は、甲賀市民設民営児童クラブ運営等事業費補助金交付要綱（以下「市交付要綱」という。）及び子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）における補助基準額を基に算出します。ただし、当該年度の市の予算内に限ります。

	補助区分	補助額 令和8年度（年額）
基本額	1 支援単位当たり児童数 19 人以下 ① 放課後児童支援員を 2 名以上配置 ② 放課後児童支援員を 1 名配置	① 5,107,000 円- $(19-\text{児童数}) \times 28,000$ 円 ② 3,028,000 円- $(19-\text{児童数}) \times 28,000$ 円
	1 支援単位当たり児童数 20 人以上 35 人以下 ① 放課後児童支援員を 2 名以上配置 ② 放課後児童支援員を 1 名配置	① 7,495,000 円- $(36-\text{児童数}) \times 26,000$ 円 ② 5,416,000 円- $(36-\text{児童数}) \times 26,000$ 円
	1 支援単位当たり児童数 36 人以上 45 人以下 ① 放課後児童支援員を 2 名以上配置 ② 放課後児童支援員を 1 名配置	① 7,495,000 円 ② 5,416,000 円
運営加算	開所日数加算（開所日数が 250 日を超える場合） ① 放課後児童支援員を 2 名以上配置 ② 放課後児童支援員を 1 名配置	① $(\text{年間開所日数}-250 \text{ 日}) \times 31,000$ 円 ② $(\text{年間開所日数}-250 \text{ 日}) \times 23,000$ 円
	長時間開所加算（平日分） （18 時半を越えて開所する場合） ① 放課後児童支援員を 2 名以上配置 ② 放課後児童支援員を 1 名配置	① 「18 時半を越える時間」の年間平均時間数 $\times 804,000$ 円 ② 「18 時半を越える時間」の年間平均時間数 $\times 495,000$ 円
	長時間開所加算（長期休暇等分） （1 日 8 時間を超えて開所する場合） ① 放課後児童支援員を 2 名以上配置 ② 放課後児童支援員を 1 名配置	① 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 362,000$ 円 ② 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 223,000$ 円
	小規模児童クラブ支援加算（1 支援単位当たり児童数 19 人以下）	735,000 円
	児童クラブ送迎支援加算（児童の送迎に伴う経費）	613,000 円
	放課後児童クラブ環境整備加算	1,000,000 円まで
	賃借料加算 （平成 27 年以降に民設民営児童クラブを新規に開設した事業所に限る）	3,444,000 円まで
	障がい児受入加算（同月内に 1 人以上受け入れた場合）	2,352,000 円
	障がい児受入強化加算（3 人以上受け入れた場合）	2,352,000 円

	医療的ケア児受入強化加算	4,061,000 円
	放課後児童クラブ育成支援体制強化加算	1,646,000 円
	放課後児童クラブ第三者評価受審推進加算	300,000 円
	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算（経験年数による賃金改善を行う場合）	(1) 放課後児童支援員を配置 131,000 円 (2) 概ね経験年数 3 年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者 198,000 円 (3) 概ね経験年数 5 年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者 263,000 円 (4) (3) の条件を満たし概ね 10 年以上の放課後児童支援員で、事業所長的立場にある者 394,000 円 ※ 1 支援単位当たりの上限は 919,000 円
	放課後児童支援員等処遇改善加算（月額 9,000 円相当の賃金改善を行う場合）	11,000 円（※ 1）×賃金改善対象者数（※ 2）×月数 ※ 1 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む ※ 2 非常勤職員は 1 ヶ月当たりの勤務時間数÷就労規則で定められている常勤の月間勤務時間（140 時間）で対象者数を計算
弾力的運営加算	障がい児受入支援員等配置加算	市交付要綱中、別表第 2 のとおり
	利用料減免相当額加算	市交付要綱中、別表第 3 のとおり
	賃借料加算	998,000 円まで ※国交付要綱における賃借料補助に該当しない場合
	放課後児童クラブ通所安全対策補助	600,000 円まで

（備考） 「運営基本額」、「運営加算額」及び「弾力的運営加算」の児童数は、年間月平均児童数とします。

（２）開設準備費（新規開設にかかる施設改修等）

開設準備費	新規開設の場合のみで、施設改修や備品等の準備に必要な経費に対し補助する	1 事業所 12,600,000 円を上限に補助
-------	-------------------------------------	--------------------------

（備考） 送迎用車両の購入費及び放課後児童健全育成事業に付加する事業として、スポーツクラブや塾など、その他特別な活動内容を実施するために必要な経費等、開設準備費補助の対象外となるものがあります。

10 スケジュール（予定）

令和8年	8月	3日	質疑締め切り
	8月	24日	申込書提出締め切り
	9月	上旬	一次審査（書類審査）・決定通知送付
	9月	中旬	二次審査（選定委員会）・決定通知送付
	10月	上旬	令和9年度児童クラブ利用者募集
令和9年	12月	下旬	児童クラブ利用者決定 ※事業者が決定を行う
	4月	1日	事業開始

※具体的な開所時期等のスケジュールについては、二次審査後の決定通知を受理した日以降、事前に市と協議を行ってください。

11 その他

- （1）事業者決定後の事業計画の変更は原則認めません、ただし、事前協議の上、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、事業計画を変更することができるものとします。
- （2）市は、事業者決定後においても、以下の場合は、決定を取り消しすることができるものとします。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を、市へ求めることはできません。
 - ①本募集要項に記載された事項について、重大な違背行為があったとき。
 - ②当初予定していた施設等の確保が困難になるなど、計画内容に大幅な変更が生じたとき。
 - ③予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
 - ④その他の事情により、適切な事業の実施が困難と認められるとき。
- （3）応募のために支出した費用等については、市は補填しないものとします。
- （4）募集期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、市ホームページに掲載しますので、定期的に確認をしてください。市ホームページの掲載内容を確認しないことによる不利益について、市は一切責任を負いません。

12 お問い合わせ

甲賀市役所こども政策部子育て支援課

住所：甲賀市水口町水口6053番地（庁舎1階）

電話：0748-69-2176 FAX：0748-63-4085

Email:koka10291200@city.koka.lg.jp